

建設工事で発生した事故事例

事故概要：

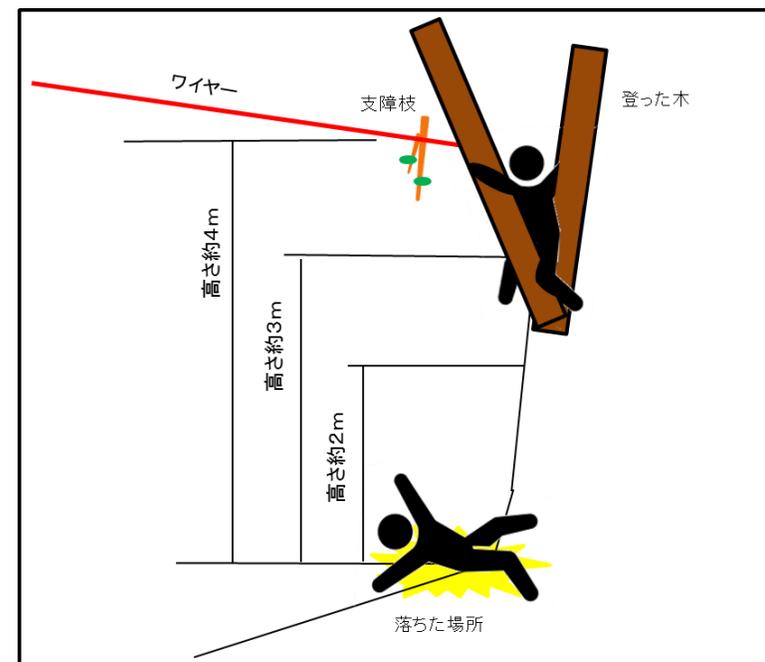
コンクリートブロック積工の丁張設置時に枝が支障となることが判明。元請業者は当初予定していなかった伐採作業を行うよう下請業者に指示。

しかし、下請業者（被災者）は作業床の設置、墜落制止用器具の使用のいずれも使用することなく、崖から木に登り、ワイヤーに引っかかった折れた枝の撤去を試みたところ、3 m程度の高さからバランスを崩し墜落。

○男性1名負傷（腰椎圧迫骨折2ヶ所）

事故原因：

- ・ 下請業者は、高さが2 m以上の箇所での作業にもかかわらず、作業床の設置等措置を行わなかった。
- ・ 元請業者は、下請業者が適切な安全措置を講じていないことを認識していなかった。



改善対策：

- ・ 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において墜落の危険のおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け、墜落制止用器具を使用する。